

「阪南市子育て拠点再構築」について

(令和5年9月)

1. 阪南市子育て拠点再構築方針（令和元年12月策定）

（1）方針策定の背景と基本的考え方・方向性

①背景

- 平成12年（国勢調査ベース）をピークに人口は減少し、少子高齢化が急速に進行
- 人口急増期に整備された公立の施設は、施設の老朽化が進み、現在の基準に対し耐震性能が不足など、子どもの安全・安心を確保しながらの取組が困難になりつつある
- 「子ども・子育て支援新制度」により、子どもの年齢や親の就労状況など多様な子育て支援のニーズに対応する必要
- 就学前児童の教育・保育ニーズの変化を踏まえた、子育て拠点施設のあり方を検討する必要
- 持続可能な行財政運営の視点も考慮

②基本的考え方・方向性

本市の特色を活かした教育・保育の継承・充実、これまで公立・私立の園所が担ってきた役割を踏まえ、全ての子どもの健やかな成長を支えるための環境整備を行うため、

- 施設の安全性確保と老朽化対策
- 保護者が選べる選択肢
- 就学前教育等の目標
- 公民の役割分担
- 持続可能性の確保

の5つを再構築の方向性とし、「阪南市子育て拠点再構築方針」を策定

(2) 公立幼稚園・保育所の再構築計画の概要と進捗状況

①尾崎幼稚園・尾崎保育所

- ・両園所を統合し、新設により再構築
- ・施設の類型は、認定こども園
- ・整備用地は、尾崎中学校用地を活用
- ・運営主体は民間とし、公募により運営団体を求める
- ・開園時期は第1ステージとし、令和4年4月の開園を目指し、必要な手続を進める

- ・令和2年6月、運営法人を選定
- ・令和2年12月、市議会において「財産の無償貸付」、「施設整備補助金」を議決
- ・令和3年6月、市議会において「幼稚園条例改正」、「保育所条例改正」を議決
- ・令和4年4月、「幼保連携型認定こども園飛鳥ゆめ学舎」開園

②はあとり幼稚園・朝日幼稚園

- ・市の東部における保護者の選択肢として、統合
- ・統合時期は第1ステージの令和4年4月とし、はあとり幼稚園の施設整備などを進める

- ・令和3年6月、市議会において「幼稚園条例改正」を議決
- ・令和4年4月、はあとり幼稚園に「統合」

③まい幼稚園

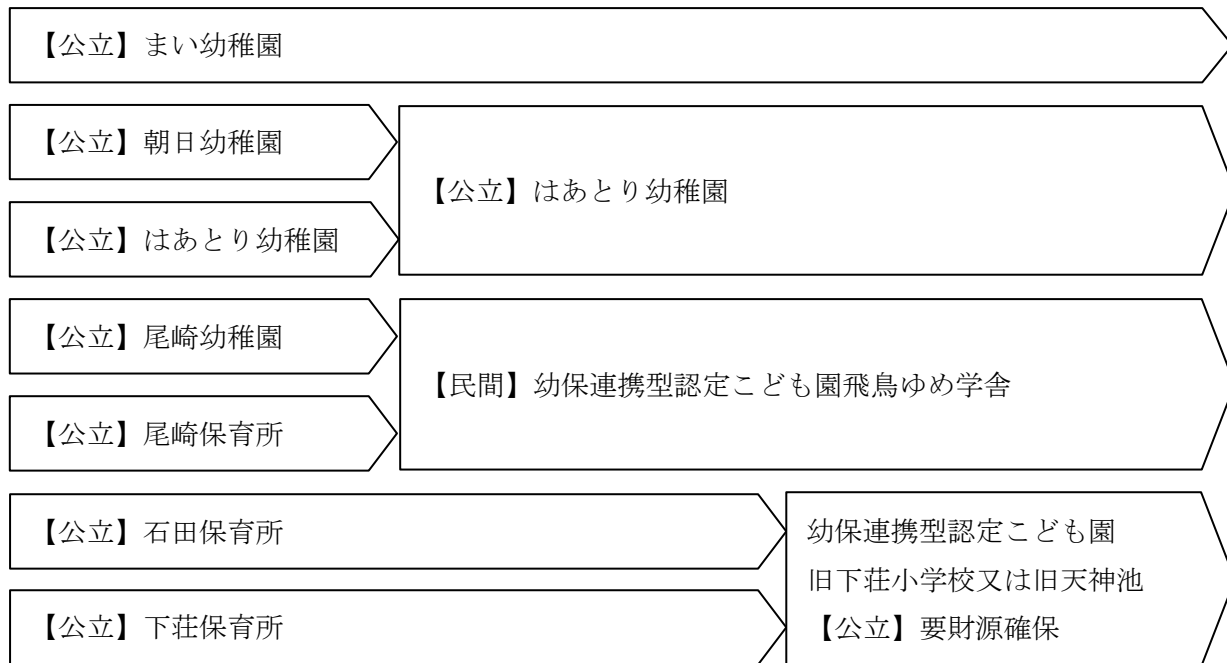
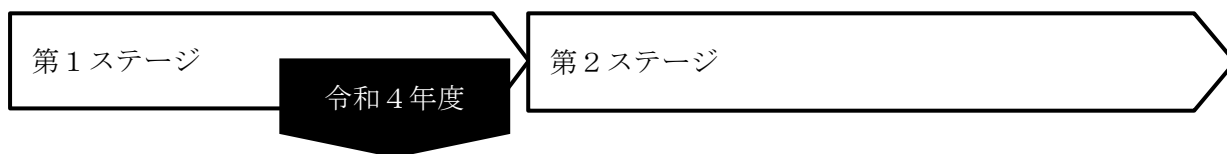
- ・市の西部における保護者の選択肢として、運営を継続

④石田保育所・下荘保育所

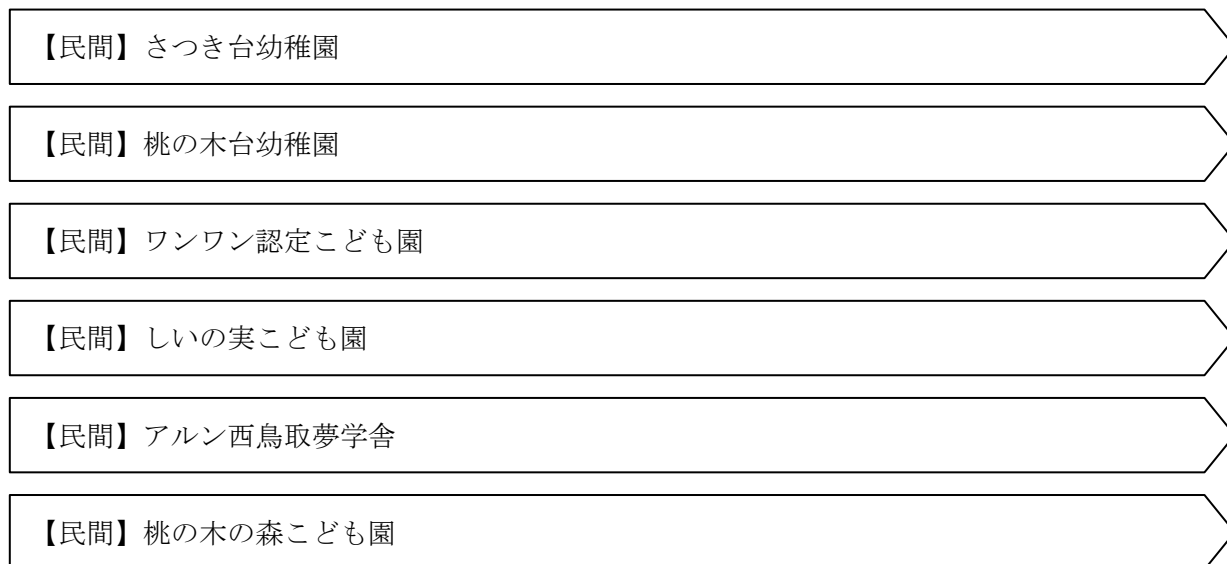
- ・両所を統合し、再構築
- ・施設の類型は、認定こども園
- ・下荘地区の市有地を利活用することとし、候補地は旧下荘小学校跡又は旧天神池
- ・開園時期は、第1ステージの進捗状況や財源確保、社会情勢の変化等を見極め進めることとし、第2ステージ
- ・施設の老朽化対策など、当面とるべき対応については、その範囲を精査し行う

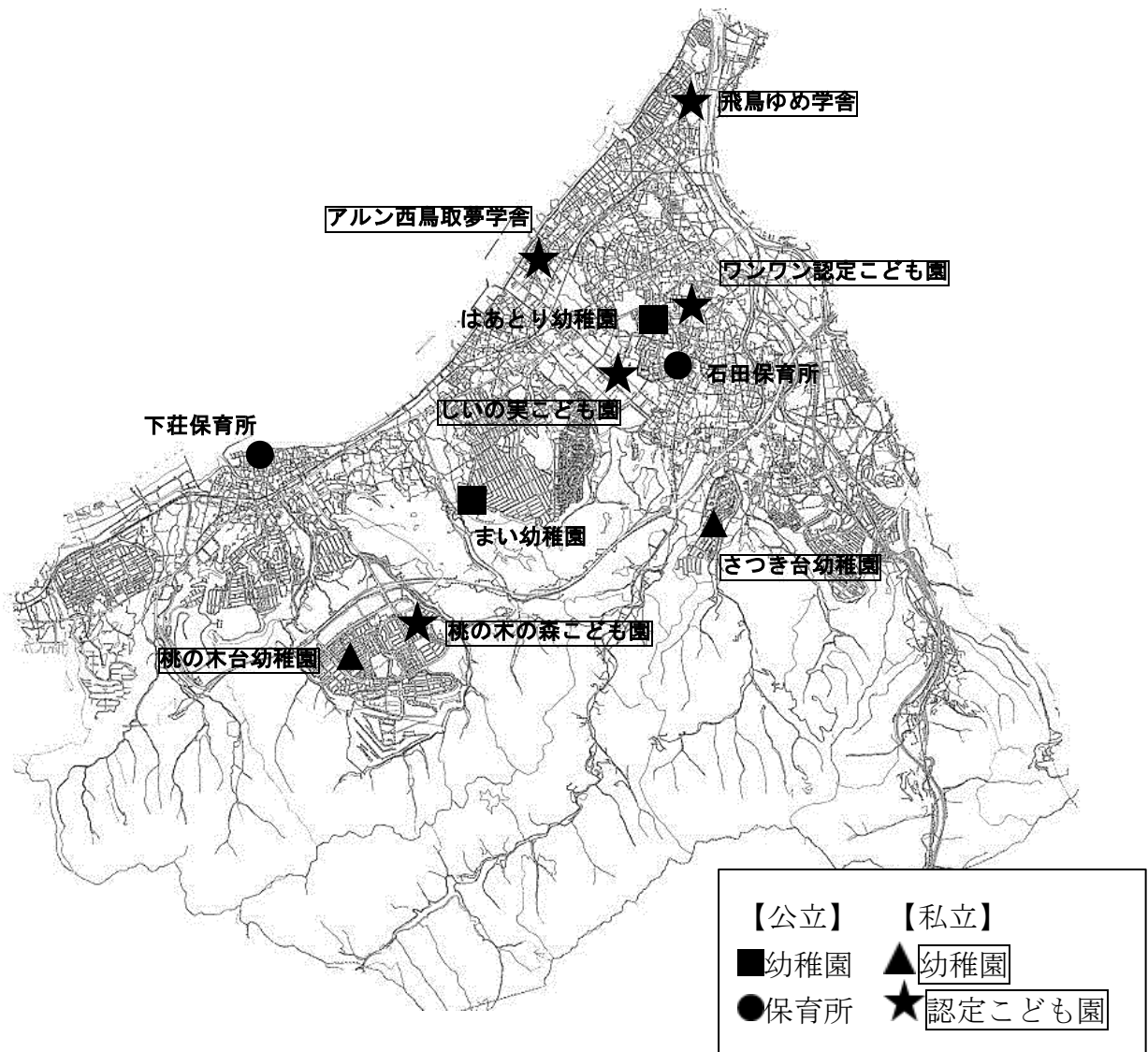
- ・令和2年度・3年度、必要な範囲について、老朽化対策工事を実施

(3) 公立幼稚園・保育所の再構築イメージ、市内就学前教育・保育施設配置



<民間施設>





(4) 第2ステージ（石田保育所と下荘保育所を統合した公立認定こども園整備）

①阪南市子育て拠点再構築方針

「第1ステージの進捗状況や財源確保、社会情勢の変化等を見極め進める。」

「現時点で具体の整備年度を示すまでには至っていないが、阪南市子育て拠点再構築方針をもとに、スピード感を持ちつつ、かつ、丁寧な議論を重ね、着実に進める。」

②「阪南市行財政構造改革プラン改訂版」（令和3年9月策定）

子育て拠点の再構築のあり方の検討→公民の役割分担を踏まえ、保育所及び幼稚園の設置のあり方を検討

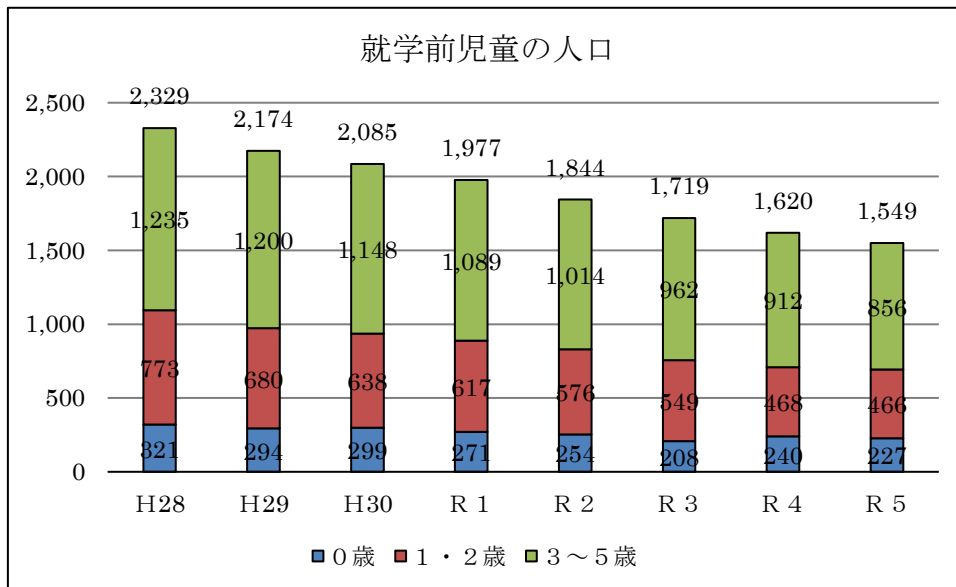
今後の公共施設等の取扱い→子育て施設の再構築を中期的取組

2. データから見える現状

(1) 就学前児童数

①人口

平成28年から令和5年で			
就学前児童は	2,329人から	1,549人に	△780人 (△130人/歳)・33.49%減少
うち	3～5歳児は	1,235人から	856人に
	1・2歳児は	773人から	466人に
	0歳児は	321人から	227人に
			△94人 (△94人/歳)・29.28%減少

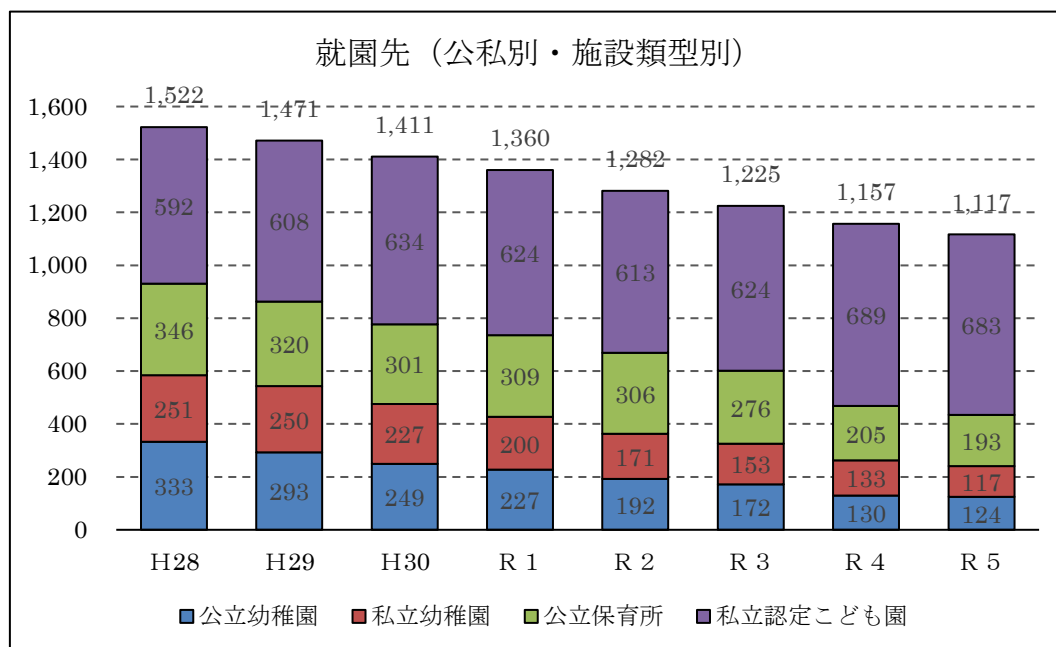


平成28年から令和5年で

- ・ 就学前児童は、780人(130人/歳)・33.49%減少
(1クラス35人学級と仮定した場合、
△130人/歳→4クラス/1学年の減少)
- ・ 1・2歳児は、307人(154人/歳)・39.72%減少
(うち、2歳児は、187人(403人→216人)・46.40%減少)

②就園先（公私別・施設類型別）

平成28年から令和5年で				
就学前教育・保育施設に通う児童は		1,522人から	1,117人に	△405人・26.61%減少
うち	公立幼稚園に通う児童は	333人から	124人に	△209人・62.76%減少
	私立幼稚園に通う児童は	251人から	117人に	△134人・53.39%減少
	（小計）幼稚園に通う児童は	584人から	241人に	△343人・58.73%減少
	公立保育所に通う児童は	346人から	193人に	△153人・44.22%減少
	私立認定こども園に通う児童は	592人から	683人に	91人・15.73%増加
	（小計）保育施設に通う児童は	938人から	876人に	△62人・6.61%減少



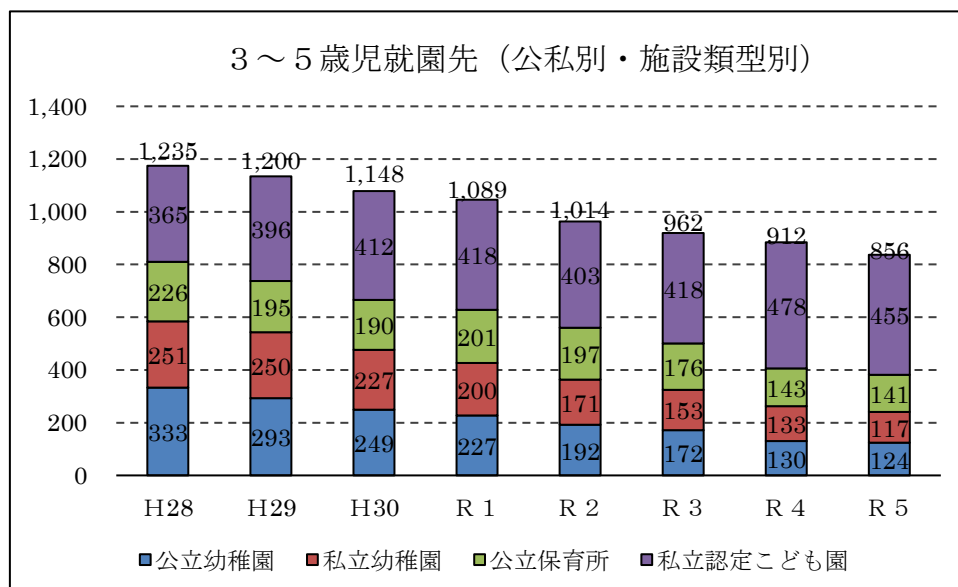
平成28年から令和5年で

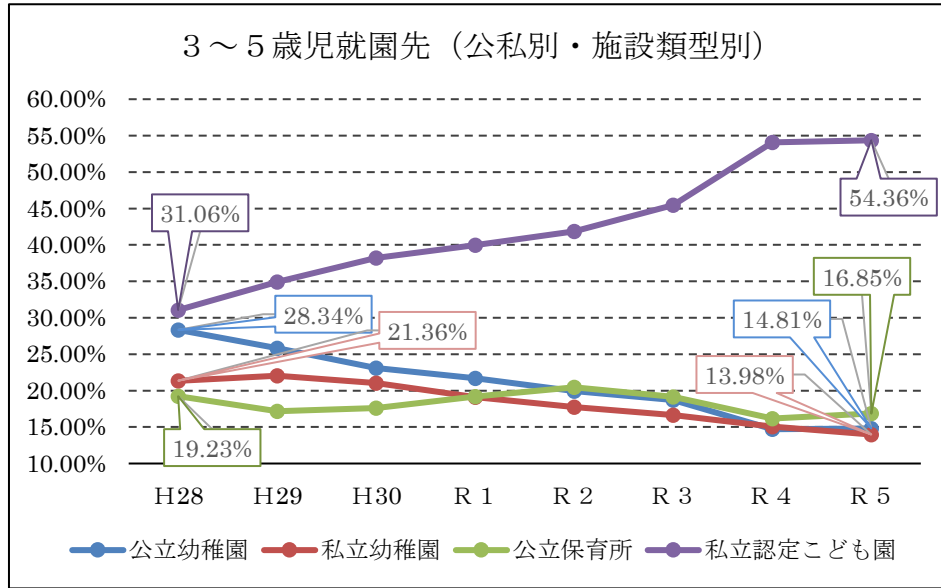
- ・ 就学前教育・保育施設に通う児童数は、就学前人口の減少割合に比例して、減少
- ・ 幼稚園に通う児童数は、6割減
- ・ 保育施設に通う児童数は、微減
- ・ 私立認定こども園に通う児童数は、増加

(2) 歳児別動向

① 3歳児～5歳児（公私別・施設類型別）

平成28年から令和5年で				
3歳児～5歳児の児童は		1,235人から	856人に	△ 379人・ 30.69%減少
就学前教育・保育施設に通う児童は		1,175人から	837人に	△ 338人・ 28.77%減少
うち	公立幼稚園に通う児童は	333人から	124人に	△ 209人・ 62.76%減少
		28.34%から	14.81%に	
	私立幼稚園に通う児童は	251人から	117人に	△ 134人・ 53.39%減少
		21.36%から	13.98%に	
	(小計)幼稚園に通う児童は	584人から	241人に	△ 343人・ 58.73%減少
		49.70%から	28.79%に	
	公立保育所に通う児童は	226人から	141人に	△ 85人・ 37.61%減少
		19.23%から	16.85%に	
	私立認定こども園に通う児童は	365人から	455人に	90人・ 24.66%増加
		31.06%から	54.36%に	
	(小計)保育施設に通う児童は	591人から	596人に	5人・ 0.85%増加
		50.30%から	71.21%に	



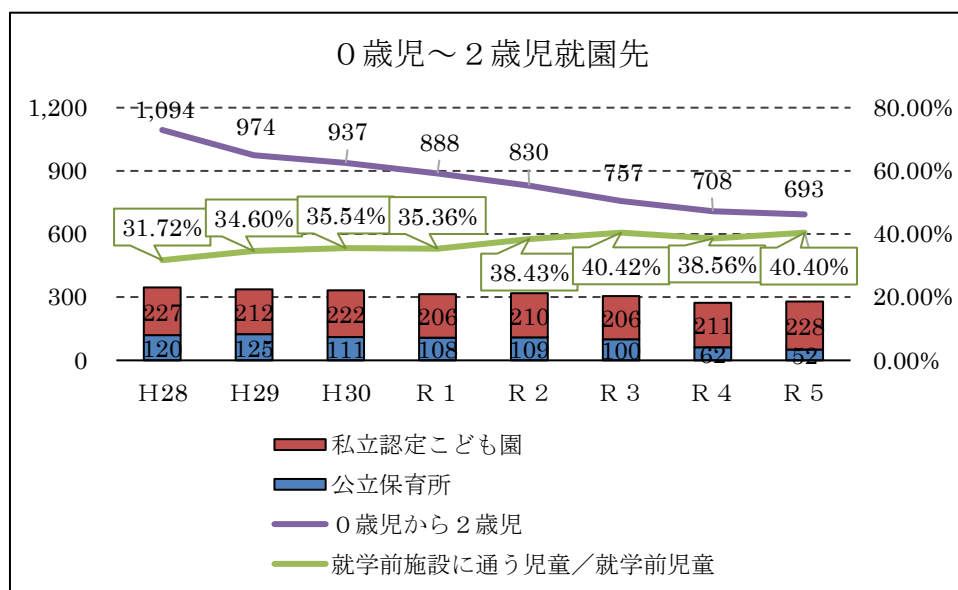


平成28年から令和5年で

- ・ 3歳児～5歳児の児童数は、1,235人から856人に、379人・30.69%減少
- ・ 就学前教育・保育施設に通う児童数は、児童数の減少割合に比例して、1,175人から837人に、338人・28.77%減少
- ・ 公立幼稚園に通う児童は、333人から124人に、209人・62.76%減少
- ・ 私立幼稚園に通う児童は、251人から117人に、134人・53.39%減少
- ・ 就学前教育・保育施設に通う児童のうち、幼稚園に通う児童の割合は、49.70%から28.79%に減少
- ・ 公立保育所に通う児童は、226人から141人に、85人・37.61%減少
- ・ 私立認定こども園に通う児童は、365人から455人に、90人・24.66%増加
- ・ 就学前教育・保育施設に通う児童のうち、保育施設に通う児童の割合は、50.30%から71.21%に増加

② 0歳児～2歳児（公私別・施設類型別）

平成28年から令和5年で				
0歳児～2歳児の児童は		1,094人から	693人に	△ 401人・ 36.65%減少
就学前施設に通う児童は		347人から	280人に	△ 67人・ 19.31%減少
		31.72%から	40.40%に	
うち	公立保育所に通う児童は	120人から	52人に	△ 68人・ 56.67%減少
	私立認定こども園に通う児童は	227人から	228人に	1人・ 0.44%増加

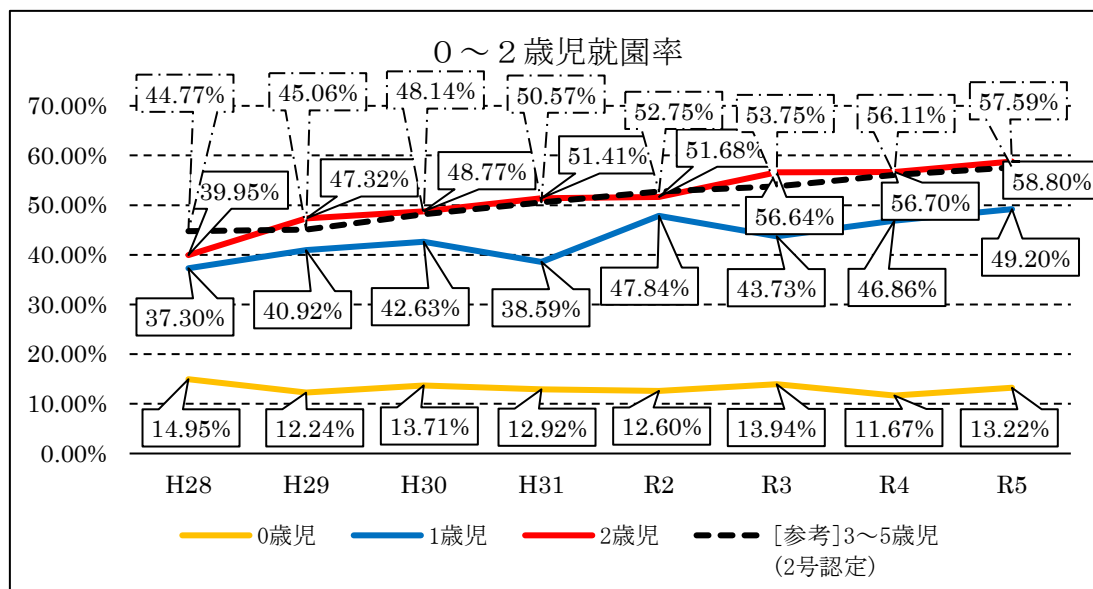


平成28年から令和5年で

- ・ 0歳児～2歳児の児童数は、1,094人から693人に、401人・36.65%減少
- ・ 就学前教育・保育施設に通う児童数は、347人から280人に、67人・19.31%減少
- ・ 就学前施設に通う児童の減少割合は、就学前児童の減少割合の1/2
- ・ 就学前施設に通う児童/就学前人口は、31.72%から40.40%に増加

③ 0歳児～2歳児（歳児別就園率）

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
0歳児	14.95%	12.24%	13.71%	12.92%	12.60%	13.94%	11.67%	13.22%
1歳児	37.30%	40.92%	42.63%	38.59%	47.84%	43.73%	46.86%	49.20%
2歳児	39.95%	47.32%	48.77%	51.41%	51.68%	56.64%	56.70%	58.80%
計	31.72%	34.60%	35.54%	35.36%	38.43%	40.42%	38.56%	40.40%
[参考] 3～5歳児 (2号認定)	44.77%	45.06%	48.14%	50.57%	52.75%	53.75%	56.11%	57.59%



平成28年から令和5年で

- ・ 0歳児の就園率は、11%台から14%台で推移
- ・ 1歳児の就園率は、30%台後半から40%台後半に増加
- ・ 2歳児の就園率は、30%台後半から50%台後半に増加
- ・ 2歳児の就園率は、3～5歳児就園率(2号認定)と同等の割合で推移

(3) 各園所児童数

①令和4年度

類型	施設	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計	定員	充足 率
公立 幼稚園	はあ とり				21	32	23	76	280	27%
	まい				11	22	21	54	210	26%
	(小計)				32	54	44	130	490	27%
私立 幼稚園	さつ き台				22	20	25	67	74	91%
	桃の 木台				17	17	32	66	74	89%
	(小計)				39	37	57	133	148	90%
公立 保育所	石田	6	7	21	30	23	32	119	120	99%
	下荘	2	9	17	19	17	22	86	150	57%
	(小計)	8	16	38	49	40	54	205	270	76%
私立 認定 こども 園	ワン ワン	5	18	21	32	39	35	150	156	96%
	しい の実	5	19	28	33	32	28	145	155	94%
	アルン	0	16	26	45	46	51	184	210	88%
	桃の木 の森	4	16	22	25	25	26	118	105	112%
	飛鳥	6	12	13	23	14	24	92	194	47%
	(小計)	20	81	110	158	156	164	689	820	84%
計		28	97	148	278	287	319	1,157	1,728	67%

(幼稚園：5月1日現在、保育所・認定こども園：4月1日現在)

- ・定員とは、子ども・子育て支援法に基づく利用定員を指します。
- ・充足率とは、各施設の在籍児童を定員で除した割合を指します。

②令和5年度

類型	施設	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	定員	充足率
公立幼稚園	はあとり				21	22	31	74	280	26%
	まい				12	14	24	50	210	24%
	(小計)				33	36	55	124	490	25%
私立幼稚園	さつき台				18	25	20	63	74	85%
	桃の木台				17	19	18	54	74	73%
	(小計)				35	44	38	117	148	79%
公立保育所	石田	3	14	10	30	30	26	113	120	94%
	下荘	5	8	12	18	21	16	80	150	53%
	(小計)	8	22	22	48	51	42	193	270	71%
私立認定こども園	ワンワン	6	25	25	27	35	37	155	156	99%
	しいの実	4	22	23	32	31	30	142	155	92%
	アルン	3	20	18	39	42	45	167	210	80%
	桃の木 の森	4	20	22	26	25	26	123	105	117%
	飛鳥	5	14	17	24	23	13	96	194	49%
	(小計)	22	101	105	148	156	151	683	820	83%
計		30	123	127	264	287	286	1,117	1,728	65%

(幼稚園：5月1日現在、保育所・認定こども園：4月1日現在)

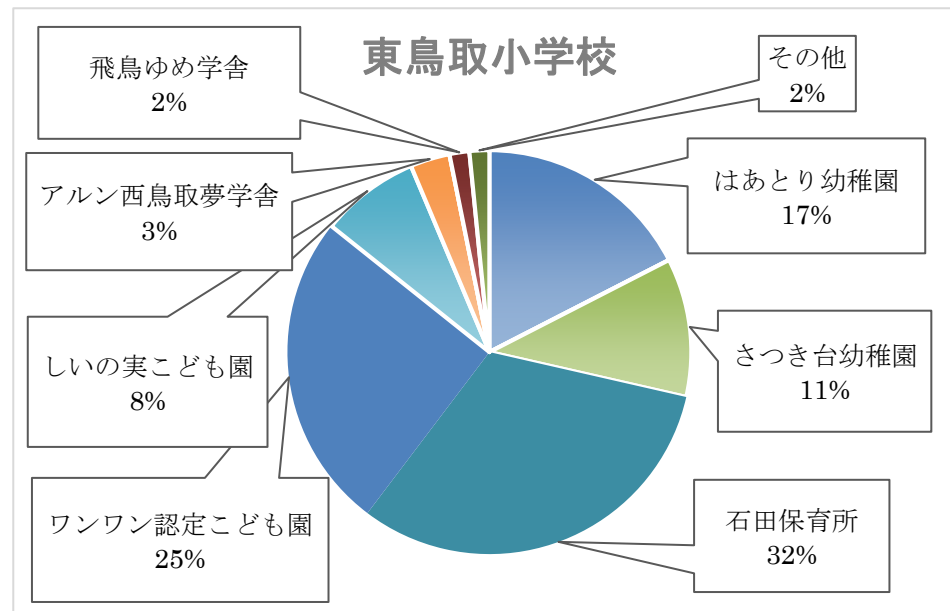
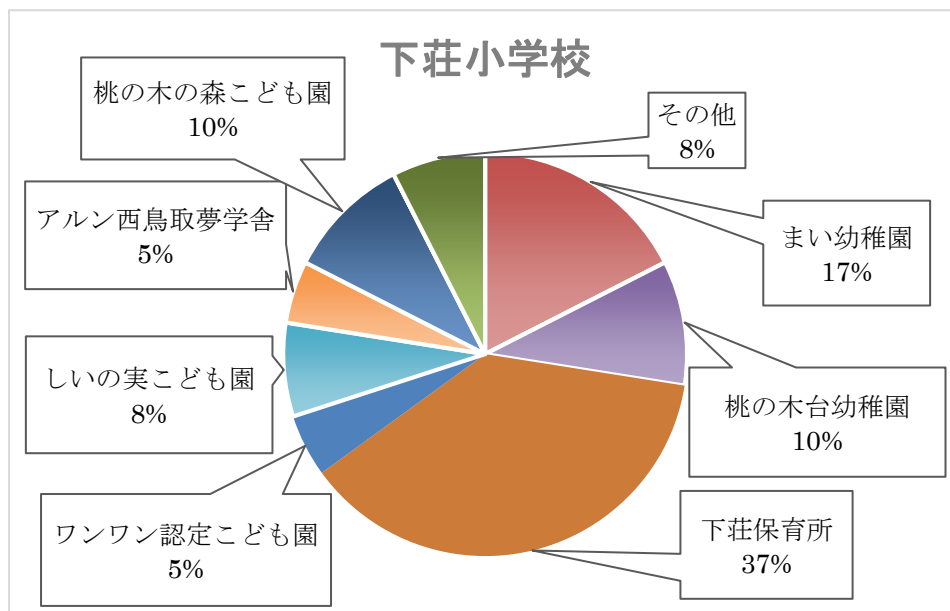
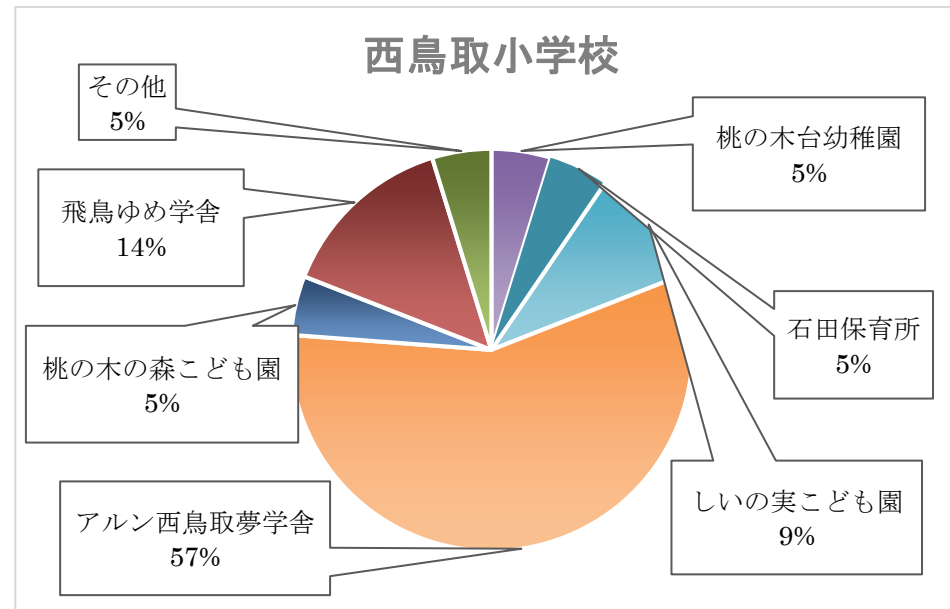
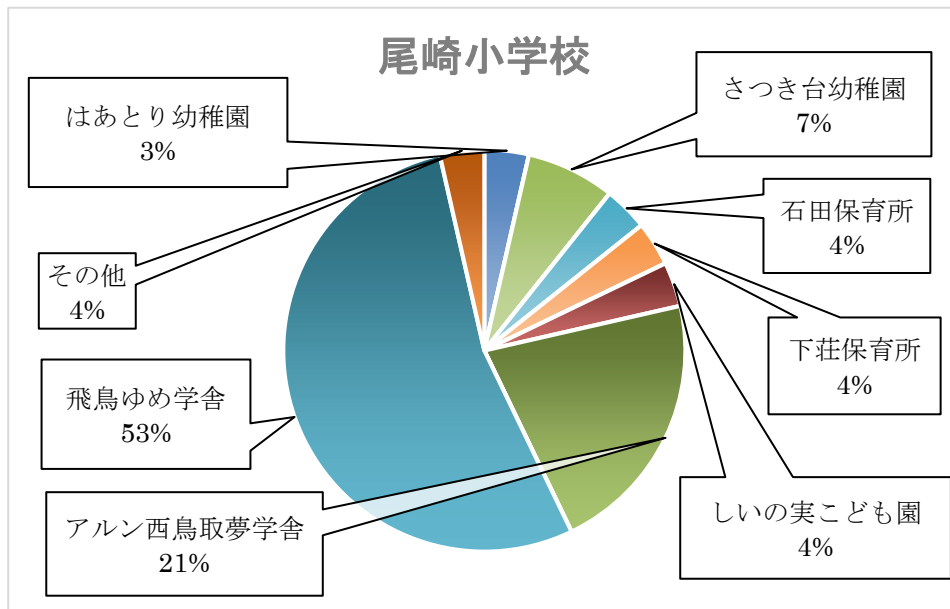
(4) 小学校別出身施設の状況 (小学1年生)

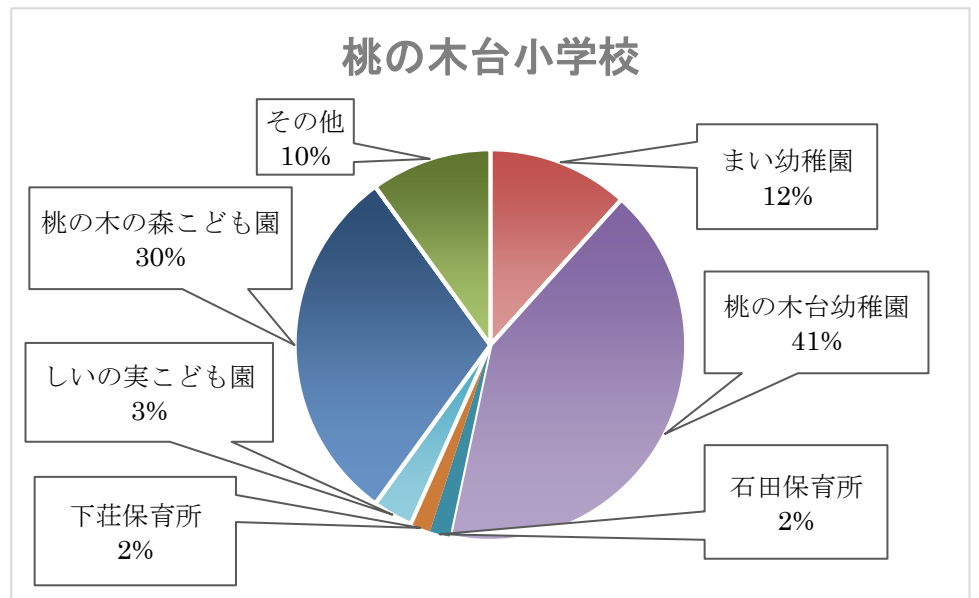
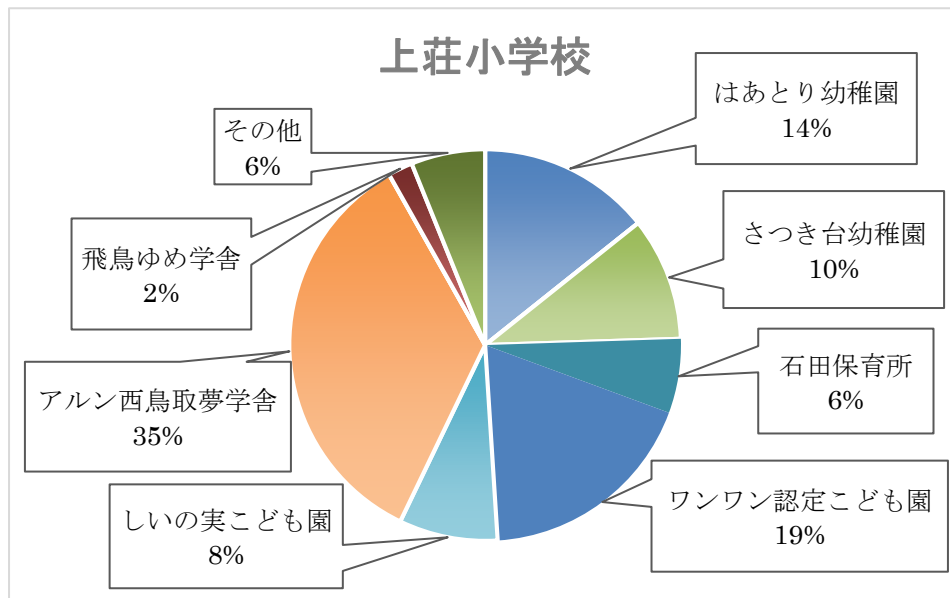
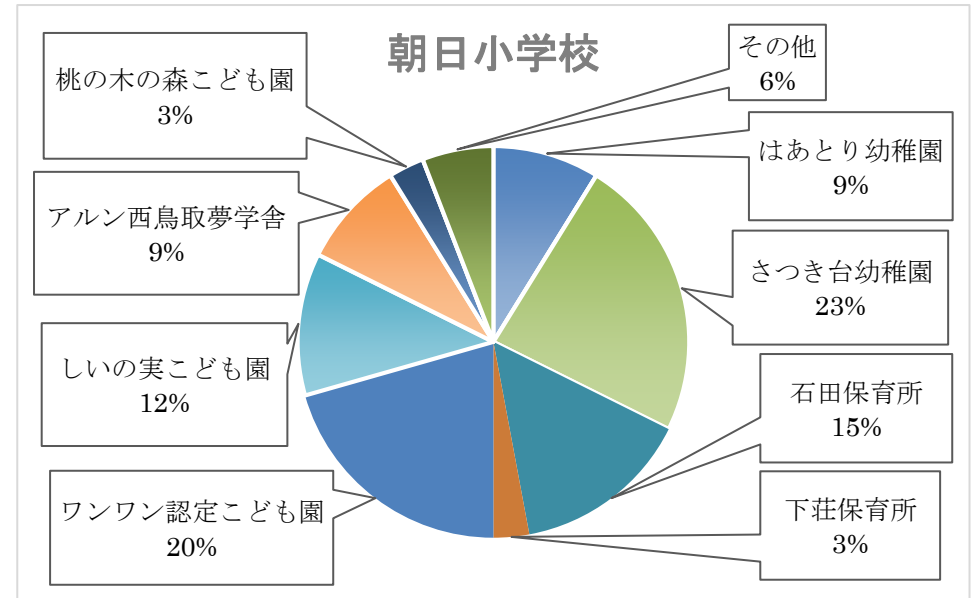
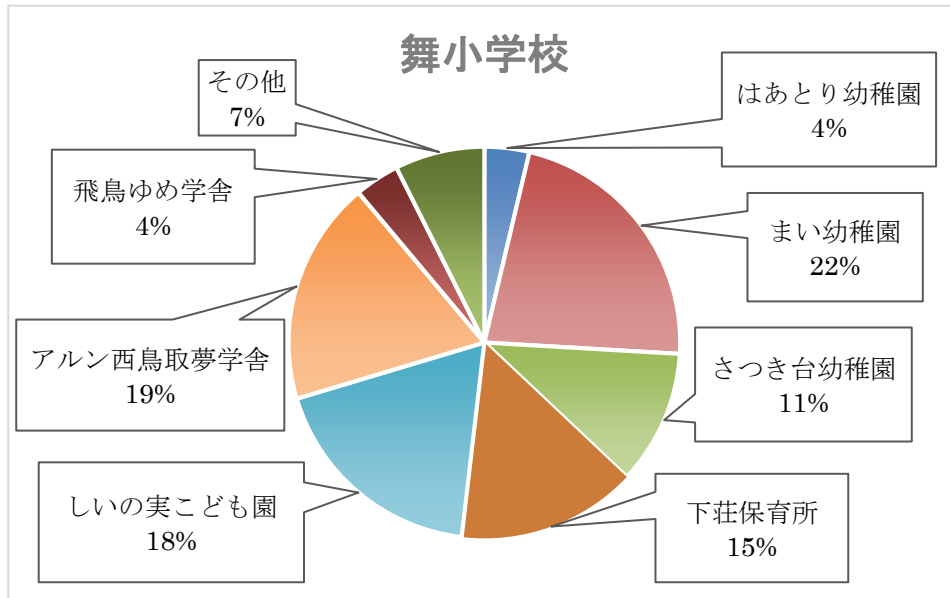
単位：人 (令和5年4月)

	は あ と り 幼 稚 園	ま い 幼 稚 園	さ つ き 台 幼 稚 園	桃 の 木 台 幼 稚 園	石 田 保 育 所	下 荘 保 育 所	ワ ン ワ ン 認 定 こ ど も 園	し い の 実 こ ど も 園	ア ル ン 西 鳥 取 夢 学 舎	桃 の 木 の 森 こ ど も 園	飛 鳥 ゆ め 学 舎	そ の 他	合 計
尾崎小学校	1	0	2	0	1	1	0	1	6	0	15	1	28
西鳥取小学校	0	0	0	1	1	0	0	2	12	1	3	1	21
下荘小学校	0	7	0	4	0	15	2	3	2	4	0	3	40
東鳥取小学校	11	0	7	0	20	0	16	5	2	0	1	1	63
舞小学校	1	6	3	0	0	4	0	5	5	0	1	2	27
朝日小学校	3	0	8	0	5	1	7	4	3	1	0	2	34
上荘小学校	7	0	5	0	3	0	9	4	17	0	1	3	49
桃の木台小学校	0	7	0	25	1	1	0	2	0	18	0	6	60
合計	23	20	25	30	31	22	34	26	47	24	21	19	322

進学先の特徴

- ・ 8施設で、校区内の小学校に進学する子どもが最も多い。
- ・ 認定こども園の就学先は、多岐に渡っている。





3. 「子育てアンケート」調査結果

(1) 「子育てアンケート」の概要

①目的

保護者の子育てに関する意識や子育て世代のニーズを把握する。

②調査対象

本市の幼稚園、保育所、認定こども園に在籍する児童の保護者

③調査期間

令和4年11月1日～11月30日

④調査方法

各施設を通じて配布・回収（無記名）

⑤配布・回収状況

調査対象	施設	対象者（人）	回収数（人）	回収率（％）
在園児	公立幼稚園	131	98	74.8
	私立幼稚園	134	100	74.6
	公立保育所	221	120	54.3
	私立認定こども園	706	400	56.7

(2) アンケート結果（抜粋）

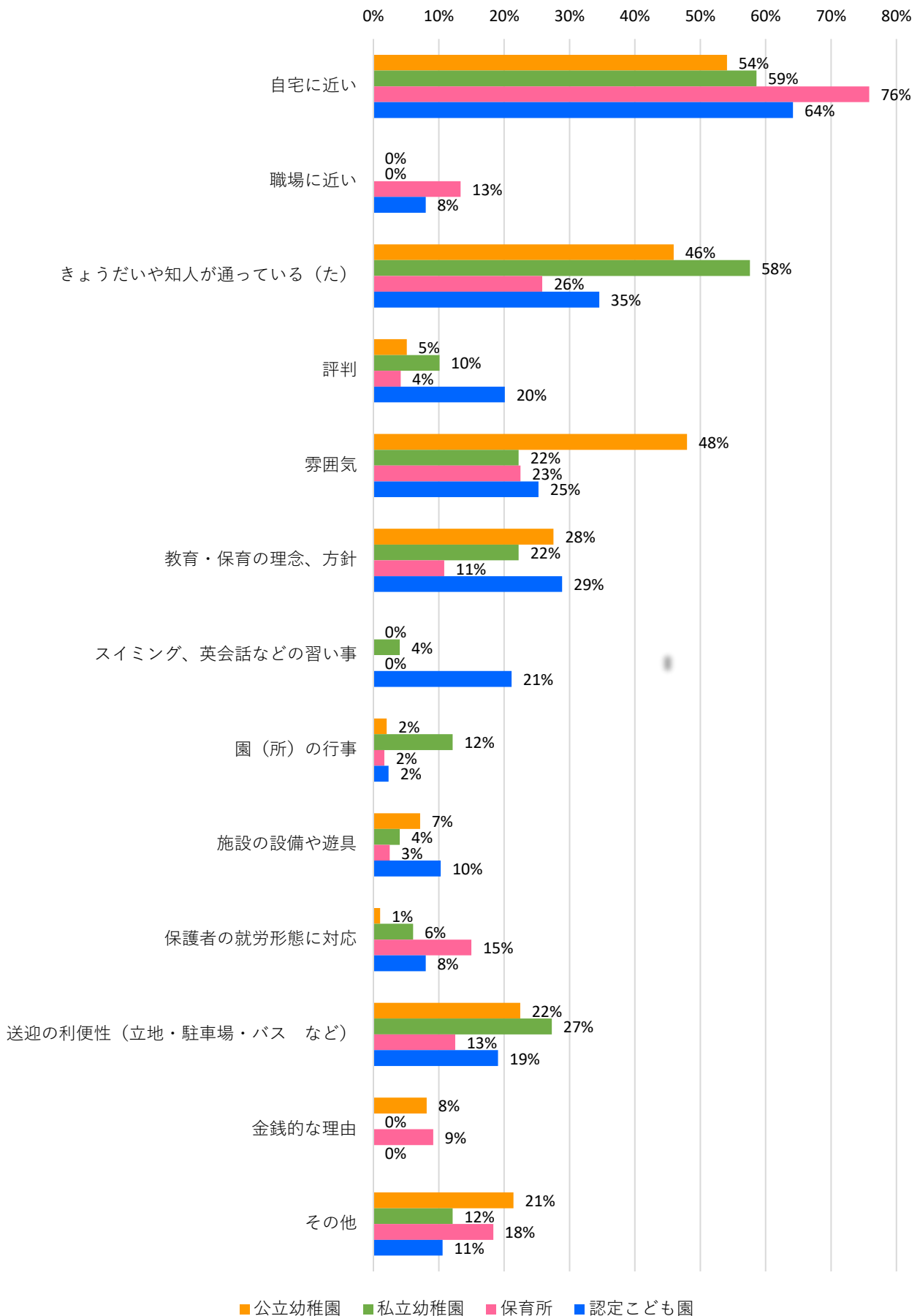
①幼稚園、保育所、認定こども園の選び方

Q2 現在の幼稚園、保育所、認定こども園に通わせている理由は何ですか。特に重視したものを3つまで選んでください。

	公立幼稚園	私立幼稚園	保育所	認定こども園
自宅に近い	53	58	91	249
職場に近い	0	0	16	31
きょうだいや知人が通っている（た）	45	57	31	134
評判	5	10	5	78
雰囲気	47	22	27	98
教育・保育の理念、方針	27	22	13	112
スイミング、英会話などの習い事	0	4	0	82
園（所）の行事	2	12	2	9
施設の設定備や遊具	7	4	3	40
保護者の就労形態に対応	1	6	18	31
送迎の利便性（立地・駐車場・バス など）	22	27	15	74
金銭的な理由	8	0	11	0
その他	21	12	22	41
合計	238	234	254	979
有効回答者数	98	99	120	388
無効回答者数（無回答等）	0	1	0	12

- ・全ての類型で「自宅から近い」が最多
- ・幼稚園は、「きょうだいや知人が通っている（た）」が約50%
- ・公立幼稚園は「雰囲気」が約50%
- ・認定こども園は、「評判」や「スイミング、英会話などの習い事」が約20%

施設を選ぶ理由



②幼稚園、保育所、認定こども園への要望

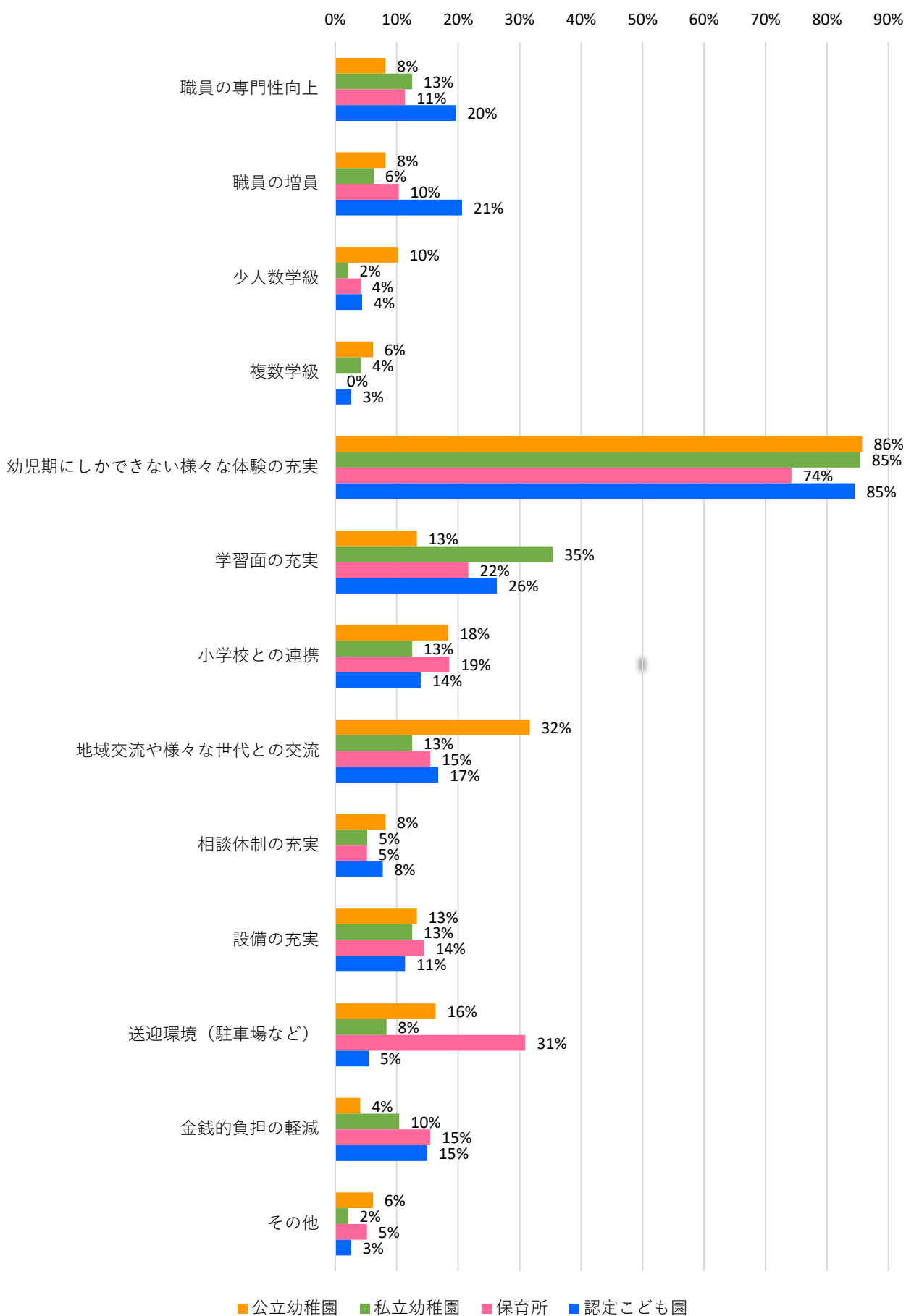
Q5 幼稚園、保育所、認定こども園に要望したいことは何ですか。特に要望したいものを3つまで選んでください。

	公立幼稚園	私立幼稚園	保育所	認定こども園
職員の専門性向上	8	12	11	76
職員の増員	8	6	10	80
少人数学級	10	2	4	17
複数学級	6	4	0	10
幼児期にしかできない様々な体験の充実	84	82	72	328
学習面の充実	13	34	21	102
小学校との連携	18	12	18	54
地域交流や様々な世代との交流	31	12	15	65
相談体制の充実	8	5	5	30
設備の充実	13	12	14	44
送迎環境（駐車場など）	16	8	30	21
金銭的負担の軽減	4	10	15	58
その他	6	2	5	10
合計	225	201	220	895
有効回答者数	98	96	97	388
無効回答者数（無回答等）	0	4	23	12

施設選びの特徴

- ・全ての類型で「幼児期にしかできない様々な体験の充実」が最多
- ・公立幼稚園は、「地域交流や様々な世代との交流」が約30%
- ・保育所は、「送迎環境（駐車場など）」が約30%

施設への要望



4. 第2ステージ候補地等の見直しについて（案）

I 旧天神池への土砂災害警戒区域の指定について

（1）指定の内容について

- ①自然現象の種類：土石流
- ②告示番号：大阪府告示第1593号
- ③告示年月日：平成27年11月18日

（2）土石流とは

山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象（土砂災害防止法第2条）

（3）土砂災害警戒区域とは

都道府県知事は、基本指針に基づき急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

（4）市町村地域防災計画において定めなければならない主な事項

- ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④要配慮者利用施設の名称及び所在地 など

（5）利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

計画を作成したときは市町村長に報告。変更したときも同様。

計画で定めるところにより、利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告。

（6）土砂災害特別警戒区域について（参考）

警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの

II 第2ステージ候補地等の見直しについて（案）

子どもたちの安全安心な就学前教育・保育環境整備に向け、近年の経験したことのない豪雨による土砂災害等を踏まえ、第2ステージの候補地等の見直しを検討することとする。

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書



様式-2(土) 土砂災害警戒区域 区域図	土砂災害防止法第7条第1項 に該当する区域		自然現象の種類	土石流	溪流番号	D23220070
			告示番号	大阪府告示第 1593 号	溪流の名称	飯ノ峯川右1(飯ノ峯川第一支流)
			告示年月日	平成27年11月18日	所在地	阪南市箱作

大阪府